

## 郡山市除染業務委託前金払等取扱要綱

平成26年4月24日制定

平成29年1月16日一部改正

〔環境部環境政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する除染に関する業務委託（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染の除染に係る業務委託をいう。（除染に伴い発生した除去土壌等の搬出を含む。））の前金払及び中間前金払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払等の対象)

第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る除染に関する業務委託（以下単に「除染業務委託」という。）に要する経費については、当該除染業務委託に係る1件の業務委託料が3,000,000円以上であるものに限り、前金払をすることができる。

2 前項の前金払をし、かつ、次の要件の全てを満たしている除染業務委託に要する経費については、同項の前金払に追加して中間前金払をすることができる。

(1) 履行期間の2分の1を経過していること。

(2) 当初の契約時の実施対象の面積に占める完了した敷地の面積の割合が、第5条第1項の中間前金払認定請求書の提出の日において50パーセント以上であること。

3 除染業務委託が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 1件の業務委託料が50,000,000円未満のもの

(2) 放射線量の測定を主とする業務その他の除染を行う業務以外のもの

4 道路の除染業務委託に係る中間前金払に対する第2項第2号の規定の適用については、同号中「面積に」とあるのは「延長に」と、「敷地の面積」とあるのは「延長」とする。

5 除染に伴い発生した除去土壌等の搬出に関する業務委託に係る中間前金払に対する第2項第2号の規定の適用については、同号中「面積に」とあるのは「件数かつ除去土壌等量に」と、「敷地の面積」とあるのは「敷地の件数かつ除去土壌等量」とする。

(前払金等の額)

第3条 前条第1項の規定による前金払として支払う金銭（以下「前払金」という。）の額は、業務委託料の10分の4以内の額（当該額に10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前条第2項の規定による中間前金払として支払う金銭（以下「中間前払金」という。）の額は、業務委託料の10分の2以内の額（当該額に10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前2項の取扱いは、委託契約に追加して行うものとする。

(前払金の支払)

第4条 前払金の支払いを受けようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保障事業会社と委託契約において定めた履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結しなければならない。この場合において、前払金の支払いを受けようとする者は、遅滞なく、当該保証証書及び請求書を市長に

提出しなければならない。

- 2 市長は、適法な前金払の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払を行うものとする。
- 3 前払金の支払は、第1項に規定する保証証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書(第1号様式)に委託業務履行報告書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の中間前金払認定請求書が提出されたときは、前条に規定する中間前金払の要件を満たしているか認定を行い、その結果を中間前金払認定・未認定調書(第3号様式)により、当該認定請求書の提出があった日から10日以内に中間前金払を受けようとする者に通知するものとする。
- 3 前条の規定は、中間前金払の支払いを受けようとする者について準用する。この場合において同条中「前金払の」とあるのは、「中間前金払の」と読み替えるものとする。

(前払金の変更)

第6条 市長は、前金払をした後、設計変更その他の理由により業務委託料を増額したときは、増額後の業務委託料により算出された前払金の額から支払済みの前払金の額を差し引いた額以内で前払金を追加して支払うことができる。この場合において、当該追加して支払う前払金の支払の方法は、第4条の規定を準用する。

- 2 市長は、前金払をした後、中間前払金の支払が行われず、かつ、設計変更その他の理由により業務委託料を減額した場合であって、既に支払った前払金の額が減額後の業務委託料の10分の5を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、当該除染業務委託の受注者と協議して返還額を定めるものとする。

(中間前払金の変更)

第7条 市長は、中間前金払をした後、設計変更その他の理由により業務委託料を増額したときは、増額後の業務委託料により算出された中間前払金の額から支払済みの中間前払金の額を差し引いた額以内で中間前払金を追加して支払うことができる。この場合において、当該追加して支払う中間前金払の申請及び支払の方法は、第5条の規定を準用する。

- 2 市長は、中間前金払をした後、設計変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であって、既に支払った前払金の額及び中間前払金の額の合計額が減額後の業務委託料により算出される前払金の額及び中間前払金の額の合計額に当該減額後の業務委託料の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、これを返還させることが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、当該除染業務委託の受注者と協議して返還額を定めるものとする。

(前払金等の用途制限)

第8条 前払金及び中間前払金は、当該除染業務委託の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該除染業務委託において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、除染作業に伴う総合賠償責任保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金等の返還)

第9条 市長は、前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金等を前条に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該除染業務委託に係る委託契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第6条第2項、第7条第2項又は前条の規定により前払金等を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該委託契約書に定める割合で計算して得た額の遅延利息を併せて市長に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

中間前金払認定請求書

年 月 日

郡山市長

受注者

住 所  
(所在地)

氏 名 ㊟  
(名称及び代表者)

年 月 日付けで契約締結した下記委託業務について、委託契約書第 条第 項の規定に基づき中間前金払の認定を請求します。

記

契約番号	
委託業務名	
履行場所	
履行期間	
業務委託料	
備 考	

第2号様式（第5条関係）

委託業務履行報告書

契約番号	
委託業務名	
履行期間	
日付	
契約時の実施対象数量	
完了数量	
完了割合 (%)	
(記事欄)	

※完了割合を確認できる資料を添付すること。

監督員

業務責任者

第3号様式（第5条関係）

中間前金払認定・未認定調書

受注者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称及び代表者)	
契 約 番 号		
委 託 業 務 名		
履 行 場 所		
履 行 期 間		
業 務 委 託 料		
摘 要 <sup>※1</sup>		
<p>上記委託業務について、その進捗を調査したところ、委託契約書第 条第 項に基づく中間前金払をすることができる要件を具備していることを（認定します・認定しません）。<sup>※2</sup></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(注) ※1 下記の状況を記載すること。

(1) 履行期間の2分の1を経過しているか。

(2) 契約時の実施対象の数量に占める完了した数量の割合が、請求書の提出の日において50パーセント以上であるか。

※2 いずれかを削除して回答すること。